

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.28

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、国民年金の被保険者の種別についてです



相談者

Q

私は57歳で、会社員である夫の扶養に入っており、国民年金3号被保険者となっています。5月に夫が65歳になり老齢基礎年金の支給が開始されました。夫は引き続き会社勤めをしており、厚生年金保険に加入しているのですが、会社から私も今後は自分で国民年金保険料を支払うことになると言われたようです。まだ夫の扶養に入っているのになぜでしょうか？

A

国民年金には、下記のとおり3つの被保険者種別があります。

(1) 第1号被保険者

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の者（第2号被保険者、第3号被保険者を除く）

(2) 第2号被保険者

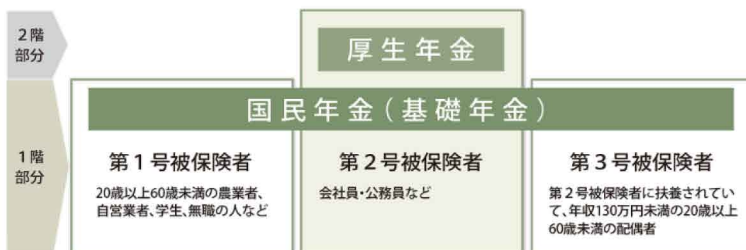
厚生年金に加入している者（65歳以上で老齢基礎年金の受給権者を除く）

(3) 第3号被保険者

日本国内に居住している第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の者（年収が130万円未満に限る）

ということで、第2号被保険者の要件には（65歳以上で老齢基礎年金の受給権者を除く）がありますので、相談者の夫が65歳に到達して老齢基礎年金の受給権者になったということは、国民年金の第2号被保険者ではなくなったことを意味します。

また、第3号被保険者の要件には「第2号被保険者の配偶者であること」となっているので、あなたはこの要件を満たせず、第3号被保険者の資格を喪失することになります。しかし、60歳までは必ず国民年金に加入しなければならないため、種別変更届を市町村に提出し、今後は、第1号被保険者として個人で保険料を支払う必要があります。



城間先生

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

7月：4日（金）・11日（金）・18日（金）・25日（金）

8月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

